事　　務　　連　　絡
令和８年10月23日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
エボラ出血熱に係る協力依頼について」別添の一部改正について

コンゴ民主共和国とウガンダにおけるエボラ出血熱に係る対応については、「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について」（令和８年５月21日付け感感発0521第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課通知）等により、ご対応とご協力をいただいているところです。

今般、上記通知における別添１（各検疫所長宛て事務連絡）が別添のとおり改正されましたので、ご了知の上、健康監視を実施している検疫所との連携に遺漏のないようお願いします。

※ウガンダについては、令和８年８月28日をもって除外。